

令和3年度 児童虐待防止対策等 関係予算案について

令和3年1月15日(金)



厚生労働省

令和3年度 児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案等の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

(令和3年度予算案※) (令和2年度予算額) 1,902億円 (1,731億円)

※令和2年度第3次補正予算案166億円を含む。

- 〇 児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)等を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。
 -) 「新たな日常」の下で、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るとともに、児童養護施設 等における感染拡大防止対策への支援を行う。また、家庭環境の変化等により児童虐待等のリスクが高まる恐れがあることを踏 まえ、民間団体等も含めた地域の見守り体制の強化等を図る。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

- ◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 213億円+158億円*(183億円) ◇ 里親委託費·児童入所施設措置費等 1,356億円(1,355億円) ◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金 64億円(106億円) ◇ 妊娠・出産包括支援事業 62億円(48億円) ◇ 産婦健康診査事業 18億円(18億円) ◇ 生涯を通じた女性の健康支援事業 15億円(16億円) 2. 3億円+7. 9億円*(◇ 児童相談体制整備事業費 2.8億円) 0.8億円(◇ 児童虐待防止対策推進事業委託費 0.8億円) ◇ 里親養育包括支援(フォスタリング) 職員研修事業 0.3億円(0.3億円) ◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 0.2億円(0.2億円) ◇ 里親制度等広報啓発事業 0.8億円) 2.1億円(◇ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業 0.1億円(0.1億円)
- ※ *は、令和2年度第3次補正予算案
- ※ 上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上
- ※ 令和2年度予算額は、臨時・特別の措置を除く

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算案:36億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた 様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化 を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあること から、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の 把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」につ いて、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり:9,723千円

※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国:10/10(定額)

実施主体

市町村(特別区含む)

医療機関

──────<mark>保健機関(母子保健等)</mark>

市町村

弁護士会

民間団体等

警察

児童相談所

要保護児童対策地域協議会

・支援対象児童、特定妊婦等の状況の確認に関する役割分担の決定

・確認や支援に関する進捗管理、総合調整 等

民生•児童委員

人権擁護委員

配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所・婦人相談員

学校·教育委員会

保育所·幼稚園等

定期的な状況把握・支援

民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

子育て支援を行う 民間団体等* (子ども食堂、子ども宅食等)

※要対協の構成員に限定しない





状況の把握

食事の提供



学習·生活指導支援等



支援対象児童等の居宅等



児童の安全確認等のための体制強化事業

令和3年度予算案 213億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 趣 旨

○ 年々増加する児童虐待の相談対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化していることに鑑み、令和3年度においても、令和2年度第二次補正予算で計上した取組を引き続き継続し、児童相談所及び市町村が子どもの状況確認を行うための体制の強化を図る。

2. 事業内容

○ 支援対象児童等について、電話・訪問等により状況確認を適切に行うことができる体制の確保を図るため、児童 相談所や市町村に状況確認を行う職員を新たに配置するための補助の拡充を行う。

3. 補助の枠組み

【実施主体】都道府県・市町村

【基 準 額】1児童相談所(1自治体)当たり 5,002千円 〈拡充内容〉

> 1 児童相談所当たり 20,008千円(4名分) → 25,010千円(5名分※) ※警察○Bを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合(実施しない場合は20,008千円)

1 自治体当たり 10,004千円(2名分) → 15,006千円(3名分)

【補助率】1/2

未就園児等全戸訪問事業

令和3年度予算案 213億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない)の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、令和2年1月に千葉県市原市で発生した生後10ヶ月女児の死亡事案や同年6月に東京都大田区で発生した3歳女児の死亡事案等を踏まえ、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。

- (※)「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- (※) 令和元年度予算において事業を創設

【事業内容】

・訪問対象家庭を訪問し、地域とつながりのない未就園児等の状況を確認する取組に必要な経費を補助

【実施主体】市町村

【補助基準額】

- ・訪問費用 訪問 1 回当たり 6,000円 × 訪問回数 (※)訪問は委託することも可能
- ·事務職員雇上費 1日当たり:7,210円×事務職員数 (※)複数名の雇上も可能
- ・民間団体へ委託する場合の事務費 564,000円

【補助率】 国:1/2、市町村:1/2

児童相談所の体制強化等について(1)

【令和3年度予算案】児童虐待·DV対策等総合支援事業:213億円の内数

①専門人材の確保

〇児童福祉司任用資格取得支援事業の創設

・ 児童虐待等の事案の対応に当たる児童相談所の児童福祉司の確保に向けて、通信課程(1年)を利用した任用資格の取得を支援するため、 通信課程の受講料等の補助を行う事業を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定を含む。)

【補助基準額】1人当たり 13万円 (受講料及びスクーリングに係る旅費) 【補助率】1/2

〇児童福祉司等採用活動支援事業の拡充

・ 都道府県等が実施する児童福祉司等の採用活動に対する支援について、<u>補助対象となる実施主体を拡大</u>し、児童相談所を設置する予定 の市及び一部事務組合を追加。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 → 都道府県、指定都市、<u>児童相談所設置市(設置予定を含む。)及び一部事務組合</u> 【補助基準額】 1 自治体当たり 4.182千円 【補助率】 1/2

②一時保護を行う施設の確保

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業の拡充

• 賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加。 (児童福祉施設等として、次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助対象となっているものは対象外)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1か所当たり 21,900千円 【補助率】1/2

※ このほか、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が支弁される一時保護専用施設の対象施設を拡大。

③専門的な対応の強化

- ○研修実施体制の強化(虐待・思春期問題情報研修センター事業の拡充)
 - ①研修センターが実施する<u>研修のオンライン化の推進</u>
 - ②児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施
 - ③他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援)

【実施主体】事業を実施する研修センター(横浜市、明石市) 【補助率】 10/10(定額)

児童相談所の体制強化等について ②

③専門的な対応の強化

〇医療的機能強化事業の拡充

・ 医師の配置等に係る費用について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置を促進する。 (令和元年の法改正により、令和4年4月1日より、各児童相談所への医師の配置が義務化される)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり7.842千円 → 1児童相談所当たり7.842千円 【補助率】1/2

〇官・民連携強化事業の拡充

・ 児童相談所が行う<u>児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援</u>する。(官・民連携強化事業のメニューの1つとして追加)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1件当たり月額82,490円 【補助率】 1/2

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和2年度第3次補正予算案:4.1億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等(※)における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの環境、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

- (※)児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等
- ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のための I C T 化推進事業

児童養護施設等(※)の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設の I C T 化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

(※)児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村、市町村

3. 補助率

- ⅰ 国:1/2(都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村:1/2)
- ii 国:1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市:1/4、事業者:1/4) 国:1/2(都道府県:1/8、市及び福祉事務所設置町村:1/8、事業者:1/4)

4. 補助基準額

1か所当たり:100万円

①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等における I C T 化を推進する。



ビデオ通話等 による相談・ 状況確認



関係機関とのオンライン 会議等による連絡・調整

②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設に おける I C T 化を推進する。



自立支援計画の作成・共有

過ごし方、疾病等)

養育・支援の実施状況(家族情報(やりとりも含め)、身体測定、既往歴、性格、生活記録等)

日常記録(体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、

児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制(SNS版「189」)の構築等

①SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制(SNS版「189」)の構築

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設し、相談内容を各児童相談所に自動的に転送した上、相談を受理した児童相談所が対応する仕組みを新たに構築する。

【令和2年度第3次補正予算案】6.6億円(児童相談支援事業委託費)

②A | を活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組(仕様書の作成等)を実施する。

【令和2年度第3次補正予算案】80百万円(児童相談支援事業委託費)

③児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)の無料化

児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)について、無料化を行うための環境整備を進める。(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化)

【令和2年度第3次補正予算案】45百万円(情報処理業務庁費)

一時保護委託に関する支援の充実

【令和3年度予算案】里親委託費・児童入所施設措置費等1,356億円の内数

①一時保護専用施設の対象拡大

・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設(以下「該当施設」という。)については、本体施設 とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、一時保護の受け皿確保を進めるため、該当施 設以外の施設についても同様に事務費が支弁できる仕組みとする。

【対象施設】

<現行>

- ・児童養護施設
- 乳児院
- · 児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設



・児童福祉法に規定する施設及び事業所 (左記の4類型に加え、障害児入所施設等を追加)

②医療機関への一時保護委託手当の支弁

・ 一時保護委託手当は、医療機関に支弁されないこととなっているが、保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合等において、濃厚接触者である児童を保護する際、医療機関に委託することも考えられるため、当該ケースに限り、 医療機関に対して一時保護委託手当の支弁を可能とする。 (日額(案): 36,460円)

③乳児院への一時保護委託における加算の創設

・ 乳児院への入所措置の場合に設けられている「病虚弱等児童加算」(児童1人当たり月額約10万円)について、 一時保護委託の際にも適用することとする。

要保護児童等情報共有システム改修等事業

令和2年度第3次補正予算案:53億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が 不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、 日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

○ **自治体におけるシステム改修費用**等の補助

【実施主体】都道府県、市町村

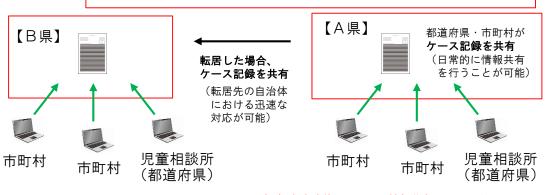
【補助基準額】1自治体当たり40,000千円(軽微な改修等は3,000千円)

【補 助 率】国:1/2、都道府県·市町村:1/2

事業イメージ

情報共有システム

※ LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク)を介して、 自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み)を活用



(※) 各自治体において、情報共有システムを円滑に利用できるよう、 現在、業務に使用しているシステムの改修等を実施



全国統一システムの運用・保守

・ケース記録の情報共有のために 各都道府県等が利用する全国統 ーシステムの運用・保守



厚生労働省